



Title	植民と文化
Author(s)	若木, 禮
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 9, 318-330
Issue Date	1941-04
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/10706
Type	bulletin (article)
File Information	9_p318-330.pdf



[Instructions for use](#)

植民と文化

若木禮

植民とは所謂本國及び植民地の間に存する一の關係概念を指す。されば固より本國なき植民も、植民地なき植民も考へられない。斯てこそ民族移動や、シオン運動は本國を棄て若しくは缺くが故に、又單なる征服は本國とその新經營地との間に當初より持續的關係を持たざるが故に植民と區別され、且又その關係の切斷は等しく植民の終止を齎らすも、切斷様式の如何即ち本國の構成部分の一部として吸收されるか或ひは本國の統治圈より離脱するかにより植民地の合體、又は獨立乃至割讓なる相異なる二種の事態を生む。

斯の如くに植民は關係概念なるが故にこそ是等二地域は互に他者に對して茲に特殊の資格を持ち、その資格を表現する特殊の呼稱として夫々本國（母國）乃至植民地なる名稱を持つ。此の事は希臘語に最も明瞭に表現され本國は都市（國家）たる面に於ては單に polis であるが、特に移植民市に對して云はれる時は metropolis と呼ばれ、移植民市又 polis であり乍らも特にその母市 metro-polis に對しては parides (children), tekna (offspring) 等と呼ばれた。併して實に例へば英濠間に植民關係存するが故に濠洲は英領植民地と云はれるが、云ふ迄もなくその植民地的資格は英本國に對して觀られる時に限り、日濠、米濠間は勿論、濠印間にすら假令如何なる密なる關係存するも、唯一つ植民關係を缺くが故に、これは是等何れもの植民地とは云はれないのである。

さて此の二者の間に成立する植民關係を概念するとしても、云はゞ植民學は經驗科學であつてそれは適當なる歴史的事實の上に構成さる可きにより、植民の概念は必ずや現實の植民關係に着目して是等から歸納的に求めらる可きであらう。それに當つて蓋し存在する植民關係から素朴的には植民活動、植民者、植民地なる三因子が抽象されるにより、例へば、(A)「植民とは實に人の移住を指すのみならず、新に獲得せる地方を文化的に開發處理するを云ふ²⁾」とか「植民とは人民の一團が本國を去つて他の地方に移住するを云ふ³⁾」の如くに植民活動に着目するもの、(B)「本來植民とは一國に屬する人民の一團にして、その國を棄て、全然無人なるか、殆ど住民なきか又は先住民を驅逐したかの一地域に、獨立の若しくは從屬の、別箇の新社會を形成するものを云ふ⁴⁾」とか「植民とは或る形式に於て母國に從屬する一社會を稱し、その多數は出生又は起源に於ては母國人であるとは云へ、再び母國に歸つて永住するの意志なきものを云ふ⁵⁾」の如くに植民者なる人の行動に着目するもの、(C)「植民地とは本來の國土以外の領土にして之が統治は本國に於けるとは異なるも然も尙本國政府に從屬す可きものである。本國民又はその子孫の移住すると、他人種の定住するとは問はず⁶⁾」とか「植民地とは一國がその世界經濟及世界政策的目的達成の爲に國外に有する行政地域である⁷⁾」の如くに植民地なる土地に着目するもの、別を生ずる。我々は植民關係の本國及び植民地が豫め與へられて始めて成立する事から兎角に、(C)の觀點に走り易い。然し地表の一部が資格付けられて或は本國と或は植民地となるには固より自然地理學的に豫め然るに非ずして、その上に行ばるゝ社會現象に着目されての故であり、且又植民地に放資植民地、根據植民地、さては主權植民地の如き、人自體以外の例へば資本とか權力とかに着目せる種類さへ見られる事から、我々は茲に植民關係の概念は(A)の觀點なる植民活動に着目して求めらる可きを知る。

然るに存在せる植民活動に着目して是より植民の概念を求めんとしても、その植民活動なるものが如何なる標準で凡百の人間活動より區別せられてゐるかど先ず與へられて居らねばならない。よつて考へるに我々は常識的

- 1) Leutwein, Kolonien und Kolonialpolitik, (H. w. b. d. Staatsw. 4. Aufl. VB. S. 762)
- 2) Zimmermann, Kolonialpolitik, 1905. S. 1.
- 3) Caldecatt, English Colonization and Empire, 1891. P. 8.
- 4) Lewis Government of Dependencies, 1891. P. 168. (拙譯、ルース、屬領統治論、71頁)

に植民の概念に就て或る豫想を有つて居り、併して是の適用される地域を以て植民地と、又是のトレーガーを以て植民者と看做してゐる事に思ひ當る。その豫想の内容たるや凡そ移住・定着及び統治權の延長の二つであるが是が如何なる理由により然るのであらうか、茲に至ると我々は現代語植民・Colony, Kolonie, colonie の語源を考究するの必然に迫られる。

邦譯植民の語源なるラテン語 *colonia* なる語は、モムゼンによれば本來 *colo* (耕作す、居住す) に由來し、而して *colonus* は農民を、*colonia* は個々の圃敷 *einzelne Bauerhof* を意味したが、ローマの農業經營の原始形態は常に組織ある集合經營であつたが爲に、*colonia* とはその仲間 *coloni* の耕作する耕地を特に指す事になつた。茲にこの組織あると云ふ點が發展し、此の語は又政府用語としても特殊の意味を有する事となり、國家派遣の一定數の農民の共同體をなして移住した處を指し、遂には斯る地域が特殊の地縁的血縁團體をなす點が取上げられて、法律上には土地配當 *adsignatio* によつてなつた計畫的なる移住者共同社會を云ふ事になり、從つて *coloni* の農業に携はるや否やは敢て問はざる事となつた。のみならずラテン人が都市段階に入つてからは娘市 *Foehher-gemeind* を特に *colonia* と表現する事となり、遂には農業經營は固より後記の如く移住乃至はローマ市出身等の如何を不問、法律上一定の資格を持つ共同社會には凡べて *colonia* の名を冠するに至つた。よつて我々はラテン語に於て、植民地の意味に *colonia* の語を用ふる時は經濟的意味に非ずして特に政治的若しくは法律の意味に之を解してゐた事を知る。同じくギリシヤに於てもその移植民的活動は、經濟的、文化的標準によらずして専ら本國側の活動が政治的從屬の存する地に對して行はれるか、然らざる地に對して行はれるかにより夫々 *Kleroukeo* 及び *apokeo* と區別して呼び混同する處がなかつた。勿論二地域の間に一旦植民關係が成立した以上、そこには常に政治的のみならず必ずや經濟的、文化的、社會的特殊關係が発生して居るであらう。そしてその内最も通常見らるゝは移住現象で、寧ろ之が先行して然る後に政治權力の延長を見た場合が少くなかつたが、然し

- 5) Egerton, A Short History of British Colonial Policy, 7th Edi. P. 8/9
- 6) Reinsch, Colonial Government, 1916, P. 16.
- 7) Zoepfl, Kolonien und Kolonialpolitik. (H. w. b. d. Staatsw. 3. Aufl. 5. B. S. 930)
- 8) Mommsen, Römische Staatsrecht. B. III. S. 793/4
- 9) 拙稿 ローマ植民史考 (農業經濟研究 15卷4號)
- 10) 拙稿 クレルウーキアに就て (經濟論叢 38卷1號)

Kleroukia, colonia, colony, 植民の一聯の現象に等しく移住現象の見らるゝが通例とは云へ、例へばギリシヤの不在制 Kleroukia やローマの Titularcolonien や現代の放資植民地さては主權植民地(例へば佛領サハラ)の如きは何等本國人の來住、定着を要せずして唯統治權の延長のみを以て充分植民地なのである。よつて斯る單なる移住活動その他所謂海外活動を目して強いて植民活動と呼ぶ必要も又假令斯く稱ふるもそれは語法上から應はしくないであらう。それで茲に一般に植民は、本國及び植民地なる二地域間に政治的支配關係を通じて發現する諸關係を以てその内容とすると云へるであらう。

二

植民概念の此の決定は無人の島、無人の砂漠も能く植民地たるの實情に則し得るも、茲に植民とそれの正否 *legitimé, justification* の關係を問題として取上げんとする時、如上の地的乃至自然的面にのみ着目して植民に於ける人的面即ち植民地の上に支へらるゝ社會を忘れるならば本問題は問題として成立しないであらう。蓋し行爲の價値の問題は人に對して始めて成立するが故に。無人の島、無人の砂漠の政治的支配換言すれば新たな領有即ち植民は正否問題の對象たり得ないであらう。又經濟的帝國主義論に見る如き植民現象に對する因果必然論的立場乃至體系に於ては、固より正否問題はとり上げる處ではない。

さて植民は植民地に對する本國の政治支配である。是等兩地域の各々の上に支ふる社會は、民族、言語、傳統信仰等を異にするか(放資植民地の大部分)或は異にせざる處の(移住植民地の多く)、然し何れにしても本來互に獨自の社會であるであらう。それが獨自の社會なる以上、一社會が他社會の利便乃至權力の前にその獨自性を放棄せねばならぬ理由はない。従て人は他社會の強制支配なるそれ自體妥當し難い觀點を追求してはプラトンやニーチエの如く優れたる階級乃至は個性の權利を承認するか、或はゴビノーに代辯さるゝ白人の優越支配權を容

認するか、然らずんば、スペンサーの如く、自然淘汰を以て惠深き法則なりと是認するに非ずんば、植民する事の妥當なる根據は求め難いであらう。よつて偏見なき見地に立つ限り、是は必ずや支配、被支配を止揚せる一段上級の立場に求めざるを得なくなるであらう。ジードの云ふ公益乃至は人類に對する効用、或はアンヘリノの云ふより高き秩序なるこの文化一般なる立場こそ正にそれであらう。¹¹⁾

されば植民概念を明かに政治支配に求め乍ら一見不要の如き文化に齎らす植民の效果に注意が拂はれる事になる。ランチは「植民地とは本來の國土外の領土にして、統治は本國に於けると異なるも、併も尙本國に従屬たるもの¹¹⁾」とし乍らも「植民とは高級文化が低級文化に影響を及ぼす努力、若しくは文明生活の創生である。永久的移住と雖も低き文明の民が高級文明の居住地内には是をなす時は正しくは植民と云ひ得ない¹²⁾」とし、ツエプフルは「植民地とは一國がその世界經濟的及世界政策的目的達成の爲に國外に有する行政地域である¹³⁾」とし乍ら「この行政概念の中に國民經濟的・文化的等の意義を認めるのみならず、植民國民の年代古く文化優れる事も承認し¹⁴⁾」更に「世界政策とは實に權力の發展のみか、國民性即ち固有の文化、慣習の扶植、擴大を意味する¹⁵⁾」とする。

斯る考へ方は惹いては植民を以て第一義的に高級文化の普及であるとする見解を齎らす。チンメルマンは「今日植民とは實に人の移住を指すのみならず、新たに獲得せる低文化段階の地域を開發經營するを云ふ¹⁶⁾」とし、ジロールは「植民とは國民の多數が他國に定住せんが爲に自國を去る事のみを以て足らず、文明國より發せる移民にして無人の海岸若しくは蠻人少くなくとも未開人の占據せる土地にして是等人民の獨力を以て自ら能く文明に赴き得ざる地に至る場合を想像せねばならない¹⁷⁾」とし、ルロア・ポリューは「未完成にして形成途上にある社會と是に對して絶えず影響を及ぼしてゐる既に成育完成せる社會との間には相互扶助關係及び一貫して不變の親和關係、一言にして云へば相互依存關係があるが、是こそ正に植民と稱せらる可きものである。移民は凡ゆる時代の社會に見る本能的事實であるが、植民とは諸規則に従ふ反省的事實にして甚だ進歩せる社會にして始めて可能で

11) 12) Reinsch, ibid. P. 14—16

13) Zoepfl, a. a. O. S. 930.

14) 15) Zoepfl, a. a. O. S. 931

16) Zimmermann, a. a. O. S. 1.

17) Girault, Principes de Colonisation et de Legislation coloniale, 4. edi. T. I. P.5/6

あり、能く植民者たり得るものは獨り文明人に限る¹⁸⁾とし、シエフレーは「植民とは低文化國の國民の、高文化國の一部國民の移住に伴ふ輸入文化による發達を云ふ¹⁹⁾」とし、是等とは又多少異なる方面から、ロツシエルは「植民とは多少舊き國民の、多少若き土地を領有する事及び國民の一部の全部より分離する事²⁰⁾とし又セイは「植民とは母國と稱するより舊國の國民の遠隔地になす定着地を云ふ²¹⁾」と云ふ。

若し是等定義が只その表現の儘に解せられるならば、一般に、或は異種系統の文化には高低を斷す可き標準なしとか、或は國家の新舊は何を以てして定めるかその尺度なし、とて是を妥當に斥け得るが、假りに常識に従て文化の高低、國に老幼を認むるも尙、ローマがギリシヤを植民地として領有し乍ら文化的にはギリシヤ化され、建國若きイギリスが、舊き印度、埃及を領有する矛盾する事實に當面せざるを得ない。従て我々はその内意を探つて是等表現の眞意の寧ろ植民活動の妥當化に存するを悟らねばならない。

茲に植民關係が成立し、地表に於て夫々固有の地域を占むる本國及び植民地が、政治的に結合する結果、既述の如く必ずやそこには常に政治的のみならず、經濟的、社會的、文化的の特殊關係を生ぜずしてはおかないであらう。斯くして植民により先づ、(一)新らしき居住の場所が開かれて人類發展の場が提供され、次いで、(二)夫々固有の自然及び社會條件に基く特産乃至特産ならずとも尙甚優越的に生産さるゝ貨物が相互に提供されて)抑々人類の生活には物資を缺き得ず、豊かなる物資それ自體は必ずや人類の幸福を齎らす可き筈のものなるが故に)人類の幸福が約束され、(三)勞働及び資本は有効利用の場を發見し、(四)技術の傳播が起つて人は不快、苦痛の勞働より免れ乍らもよりよく自然を利用し得、(五)不合理なる因習は開明の光に浴する事となるであらう。斯くて假令、現實の植民が往々土着民の上にはその社會的、經濟的生活の混亂を齎らしてその生存を危からしめ、甚だしきは銃器、火酒、疾病等を輸入して直接生命を脅かし、又本國民の上には屢々、例へば奴隸制度に見るが如くに、好んで土着民の生命、財産を蔑視するが如き正當なる權利の觀念の喪失を齎らす等、常に獨り當事せる兩社會の夫

18) Leroy-Beaulieu de la Colonisation chez les peuples modernes, 1. ed. Introduction.

19) Schäffle, Deutsche Kern und Zeitfragen, 1894. S. 188.

20) Roscher und Janssch, Kolonien, Kolonialpolitik und auswanderung. 1885. S. 1.

21) Say, Traité d'économie politique, Kap. 2 8. (Zimmermann, Kolonialpolitik. S. 1.)

々の負^{マイナス}と認む可きのみならず廣く文化一般から觀ても正に負^{マイナス}と認む可き事を産まうとも、我々は敢てジロールの如き生ずる正^{プラス}と生ずる負^{マイナス}を比べて前者のより大なるを云ふ比較法^註を待つ迄もなく、植民の本來持つ是等五項に着目する限りは疑なく常に植民の人類文化一般に對する寄與を認めざるを得ない。斯る立場よりする植民の價値評價は之を植民の價値評價の一般的立場と名付け得るであらう。——アダム・スミスが強制的政治支配なる植民の本質を強度に遂行せる重商主義的植民政策を攻撃し乍らも尙も「文明國の移住植民地は、移住者に伴つて、農業その他有用なる智識、服従の習慣、本國の政治の或る觀念、斯る政治を支持する法規の制度、及び整然たる司法行政の或る觀念の移入を受け、又移住者が獨力で耕し得る以上の土地を得るが爲、此處では勞働需要の増加從て賃銀の昂騰が起り、是は惹いては人口増加の勢を助成して、必ずやこの地は急速に富強に赴く」とし、特に當時の大問題なる英領植民地アメリカの實例に就き、「ヨーロッパを一國として見た場合、新らしき便利、有用、娛樂、或は裝飾用の各種財貨の供給される事、及び雷にアメリカと直接通商ある國のみならず何等アメリカの産物を輸入せざる諸國もその餘剰生産物に對するより廣き市場を得る事、並に生産増加の促進される事などをその一般的利益として數へ得る」としてアメリカ植民の利益を是認し、又ミルが「植民の利益は是と只一國との關係より考へずにはと全人類の經濟的利益との關係から考ふ可きである。植民問題は過剩勞働市場を救ひ、不足の市場を滿すと考へられてゐるが、更に又世界資源を最も有効に用ふる問題でもある。生産費低き地方で生産するの利は安價なる處より輸入すと同じく有利である」とするは正に此の見地に立つものであらう。

文化に對する植民の寄與を認める斯る見地からは當然に、豊かなる自然條件を擁する社會が何等開發能力を有せざるにも不拘、只偶々その地域を占據する故のみを以てその（勞働の所産ならざる）天賦の富を壟斷、死藏^註せんと固執する事が妥當に否定され、開發能力あるもの、如上の死藏資源の開發に乘出す事が妥當に肯定されて來る。斯くて受動的に植民さるゝの義務と、能動的に植民するの權利とが妥當に導き出される。自ら利用開發し

22) A. Smith, *Wealth of Nations*, Cannan's, 2nd. edi. Vol. II. P. 66/7.

23) A. Smith. *ibid.* Vol. II. P. 91--93.

24) J. S. Mill. *Principles of Political Economy.* (Ashley's edi. P.970)

能はざる地域の占有に對する自發的疑惑と、人類福祉に對する自己の使命の自覺の上に論據の一半をおける最近の植民地再分割論²⁴⁾は上の事を明かにするであらう。

この植民の權利たるやその齎らす結果の故に容認せられるものなるが故に、本國は當然に既に領有せる植民地のその自然資源に就てはそれの開發、その上の土着社會に就てはそれは保護助成なる義務を負ふ。この後者こそ植民に就て古くから云はれた父權的義務なるものであつて、シーレーが「ムガル帝權没落の爲生じた無政府状態に關與せずして只自領を衛るに止まつてゐる事の出來たにも不拘、駐印英總督は斯る方針を正當ならずして寧ろ殘酷であると思ふた。此る際領土を擴めて良政を與へるならば領土擴張は義務の色を帯びて來るであらう。印度帝國建設の動機が征服なる野心若しくは害惡を終止せしめんとする博愛的希望のその執れに基くとしても我々は大なる義務を負擔したのである。我々は現在には必要と義務とによつて益々密に結合せざるを得ない」とし、ルイスが「屬領民が自ら獨立社會を成すに足る能力を有するに非んば、本國の輕々にその支配を抛擲して是を屬領に與ふ可からざるは云はずして明である。假令屬領の領有がそれ自體何等の利益をも約束しないとしても、賴なき屬領を突き離さぬことは本國の道德的義務であらう。」²⁶⁾といふはこの意である。併してこの父權的精神を最もよく傳ふるものは蓋し植民政策に於ける同化主義にして、是は人類の理性の共通性を確信し、最も高級にして合理的なりと自認する自國文化に、低級にして非合理的と看做す土着文化を同化せしめるは當然可能にして併も土着民に對する恩惠であり。又自己の妥當に有し得る權利なるのみならず當然果す可き義務であるとする。

斯の如くにしてこの父權的なるものが當然果す可き義務にまで發展すれば、この事は溯つて植民の動因までを決する事となり、茲に本國社會の上に必ずや植民活動を以て己が使命であるとすする自負の念を與へずしてはおかないであらう。我々は夫々の旗旆に従てその自負的使命の據て來る所に明に、(a)民族若しくは國民の神話、傳統の啓示、(b)信奉する宗教の内在命令、(c)先進國、強大國の天與の義務、(d)一般に人たるもの、天賦の課題の別

25) Seeley, *The Expansion of England*, 1902, P. 303—306.

26) Lewis, *ibid.* P. 326 (拙譯書 210 頁)

あるを知る。斯くて、(a)古代ユダヤ人は自らエホバの選民なるを宣言して他種族の隸屬を要求し、ローマ人はヴァーヂルの「ローマ人よ、強き手もて他國民を支配するは汝等の使命なるを記憶せよ、到る處に平和を樹立し、弱き者に慈悲深く、傲れるものを亡すは汝等が運命たらん事を」の句を奉じ、英人は天使の祝福する海洋支配の肇國の使命 *Fate Britannia* を謳ひ乍ら今日の英人自らも亦イスラエル人の後裔にして、當然地上の他國民を支配する使命を有つとし、西歐キリスト教團の信仰の傳導を目的の一半に掲げて近世初頭の發見植民事業が營まれ、例へば西方フランス會社、ヴァーヂニヤ會社等の特許狀はキリスト教の傳導、邪教の排斥を以てその義務と宣し、アメリカに於ける英領植民地の最初の建設者なるギルバートも「海外發見をなさしむる第一の意圖はキリスト教の傳導にあらねばならない」とし、(c)國際聯盟規約第二十二條——今次の戦争の結果従前支配したる國の統治を離れたる植民地及び領土にして近代世界の激甚なる生存競争状態の下に未だ獨立し得ざる人民の居住するものに對しては、該人民の福祉及び發達を計るは文明の神聖なる使命なる事……此の主義を實現する最善の方法は該人民に對する後見の任務を先進國にして資源、經驗又は地理的位置に因り最も此の責任を引受くるに適し、且是を受諾するものに委任し、是をして聯盟に代り受任國として右後見の任務を行はしむるにあり——に則つて委任統治制度が生れ、恰も是に對するが如く、獨逸植民大臣ゾルフは大戦末期前後「植民に協力するは凡ゆる文化的諸國民の特權であり且又義務である。而して吾人獨逸人は主要なる文化的一國民である。然るが故に吾人は相當なる植民國となり、以て右の如き諸の義務に對して充分の力を致さんことを希望するものである」とし、近時の獨逸の舊植民地回收論に對し、英國の代議士マンダー氏は「吾々が後見の義務を有する植民地の人民を、非人道的方法で異民族を遇するナチス政府に讓渡してはならぬ」と強張し、(d)アンヘリノは「植民は最早や白人の重荷に非ずして世界平和・協同・進歩に對する責任共同感に基く一般人間の任務である」と主張する。

一度植民活動が使命なりとされると今度は使命感の本來據つて生じて來た父權的精神から遠ざかつた結果を産

27) Pavlovitch, *The Foundations of Imperialist Policy* (上田氏譯 帝國主義の經濟的解譯 34頁)

28) Egerton, *Origin and Growth of the British Dominions*, 1930, P. 24.

29) Reinsch, *ibid.* P. 38/9

30) Solf, *Colonial Policies*, 1919 (長田氏譯 將來の植民政策 81頁)

31) 外務省情報部 國際事情 501頁)

むも、尙使命に内示されてゐるが故に植民即ち他地域社會の政治支配が妥當であると考へられて來るに至る。されば植民使命論の根據を、(a)固有の神話、傳統に求めたものは異なる祖先神、異なる傳統を有する別個の民族を包括する事となる時は、依然としてその立場を貫かんが爲にその擴張解釋の努力を拂らひ、(b)信奉する宗教に求めたものは、福音傳導はキリスト教、回教の仁慈深き内在使命なるが故に、容赦なく土着信仰を毀し、傳導に裏付けられて異教の地の上に征服、掠奪を壇まゝにし、(c)文化、權力の優越に求めたものは、近代文化輸入の當に土着民の社會生活のみならず、肉體までも傷ふ害を産むも尙、同化主義的植民政策を遂行し、(d)唯人間一般の任務に求めたるものゝみは飽迄も父權的なる本來の立場を貫き得て文化の綜合なる結果に到る。

三

さて本國が植民地を政治支配すると云ふ植民關係は、必ずや本國の上には例へばルイスの上ぐるが如き財政的援助等の正と、本關係成立維持の爲の支出の如き負を齎らすであらうが、容易に想像し得るが如くに此の本國側の得る處のものは屢々植民地側の失ふ處のものゝ中に存するにより、植民關係の植民地に齎らす結果は上とは別に植民地独自の立場から評價されねばならない。斯くて同じくルイスは植民地領有の本國に齎らす利、不利に對應して、從屬の植民地に齎らす例へば言語、宗教、法律の強制輸入等の負を上げ、之と同時に取得し得可き軍事的、財政的保護等の正を數へ上げる。斯る本國及び植民地の兩當事社會の各々独自の立場よりする植民の價値評價は既述の植民の價値評價の一般的立場に對應して、その特殊的立場を稱へらる可きであらう。斯て我々の植民の價値評價に明かに次の二體系の別あるを知る。

A 一般的立場

B 特殊的立場
a 本國側より觀たる
b 植民地側より觀たる

- 32(Angelino, Colonial Policy, tr. by Renier. 1931. Vol. I. P. 53/5.
Vgl. Michels, Patriotismus, 1929. S. 22.
33) Angelino, *ibid*, Vol. I. P. 165.
34) Lewis, *ibid* chap. 6, 8.
35) Lewis, *ibid*. Chap. 9, 7

上述の如く植民に當つて本國は必ずや種々の負^{マイイナズ}を負ふに反し、植民地なき國も能く他國の植民事業の利に均霑³⁶⁾し得るが故に、本國自は寧ろ他國の植民地創設の費用を負はしめ乍ら有利に之を便乗するに若かざるが上に、一般に植民地にその本國より與へらるゝ植民當初の多大の施設之恩惠によつて所謂熟せる曉には則ち之より落る傾向の内在するは略々不可避と看做し得るにより、茲に植民が本國側より積極的に執行される意識的、撰擇的現象なる事に想ひ當るならば、本國側にして豫め自己獨自のBaの立場よりする植民の評価を正と打算せざる限り植民事業に染手しないであらう事は大戰後のアルメニヤ問題の著例を待つ迄もなく容易に推定し得るであらう。故に若し或は植民が植民地の上に利益を齎らすが故にと云ふBbの立場から、或は植民が文化一般に寄與するが故に能力あるものは則ち植民す可き使命ありと云ふAの立場から直ちに本國をして植民政策を執行せしめんと慫慂するは、體系混同の重大過誤を犯す事になる。然し我々は現實の植民政策の常に客觀性を要求される處にその基準たるBaの立場の又常にA及びBbの立場と不可離の關係を有つを見る。

— 一五・十・二 —

註1) G. Gide, Political Economy, tr. of 3dr. ed. P. 91—94. 植民は移民と異り政治的現象である。征服による植民を正當ならしむる所以は人類の生存苦が増して最早や土地所有者の手中に未耕作の儘にその土地を打棄ておくを許さざるに到つた事である。搾取は此くして公益否人の効用の地位まで高められる。

Angelino, *ibid.* P. 55—62. 一民族が他民族を政治的に支配する事は勿論今日の我々の道德感に反する事であるが、それが世界史によつて決定された過渡的分業であると考へられ、之を實行する者が弱き民族への奉仕を以て道德的要求であると感ずるならば、それが常に誠實に實行される限り、より高き秩序の爲に是認せられるであらう。従つてこの指導は常に義務の觀念に基礎す可く、決して支配慾や搾取慾によつて行はれてはならない。

註2) Girault *id.* P. 27/8. 例へば濠洲に於て數千の蠻民が從來憐む可き状態で農耕に従て居たに過ないものが、英人到来後反つて幸福なる状態に進み、文明の域に入つてその恩澤に浴す事となり、又アフリカ、アジヤに於ては歐人の支配によつて平和なる生活が齎らされて益々人口増殖し、例へば、アルヂエリヤの如きは戸口調査毎に土着民の増殖が認められ、同じ

36) Girault. *id.* P. 30.
A. Smith, *ibid.* P. 92/3

くマダガスカルや佛領印度支那に於て一時は白人の壓制の下に人口の激減を見たが、今や既に原狀に復してゐる状態である。一般に植民反對論者は一部植民者の土着民に對する殘虐を觀て他の多くの植民者の彼等に與へた報酬、保護と云ふ様なものに目を塞ぐ。假令土着民當初に於て歐人の迫害に苦まうとも、その迫害は後年己が境遇の改善された事によつて克分相償はれた。故に土着民の境遇を比較する時は、その得る處のものは失ふ所のものを償ふて尙余りありと看做し得る。

註3) J. S. Mill, *Ibid.*, P. 229—235 勞働の所産、制欲による蓄財の私有を認めるは財産の原理である。故にこの原理は土地の如き勞働の所産與らざるものには當はらない。土地生産力中純自然に基くものを人に私有獨占すは必要でも正當でもない。地主が土地をたゞ有する丈けで之に向つて土地改良等の何の務も果さない事は、正當なる私有財産理論の認めない處である。土地の私有にして人間一般に便宜を與へざる時はこの私有は不正である。人は他人の爲に生産せねばならぬ義務もないし、又その人々なかりせば生ぜざりしもの、分配に與からぬとて積極的に何物をも失ふものでもない。乍然人が生れ出たる時、既に自然の賜が悉く他人に占有されて居り、最早や是の分配に與る余地がないと云ふ事は可成苛酷である。人が自分には土地を所有し得る、道德的權利があると云ふ考を抱くに至り、しかも所有す可き土地なき時、是等の人々を納得せしめるには、土地の獨占的所有が彼等自身をも含む人類に幸を齎らすものなる事を知らしめる必要がある。一般に人類はそれとから有する地球上の土地のうち、人類の目的の爲に土地を要求する權利は今尙もつてゐる。

Grant, id., P. 257. 人は固より自ら利用し能はざる廣大な土地を遺棄する權利がない。ルロア・ポリューの言の如くに開化せる歐人がその本來の住所なる狹隘地區に窒息し、空しく此處に科學、技術及び文明の利器を集中し、世界の大半を擧げて無智無の者の手に留め置くは自然的な事でも正當な事でもない。凡そ勞働と交換とにより地表の各種生産物を取得るは人類の自然的にして又最上の權利である。そこに住む者がその土地の富を利用するを知らずして、徒に此の天職の富の所有權を有するに過ぎざる時は正に之は單に之を藏匿して私するものと云はざるを得ない。

註4) ハウス・(國際ニュー・デールの必要・昭和十一年九月・(國際事情四六四號所載) 持てる國側のハウスは云ふ。「日本の狹隘な領土に溢れつゝある人口の吐け口を要求する權利ある事も理解し得る。世界には未だ廣大な未開の地域が残つてゐる。日本人をして是等地域を生産的のものときせ、人類の富と幸福とを増進せしめるを不可とする理由が何處にある。印度、支那恐らくはロシヤさへも全く自己資源に頼つて生存し、満足し得るかも知れぬが、米國人はさうは行かない。男性的で元氣でそして教育高き一億三千万の米國人が之迄その嶺山、工場及び土地から作出した富と組織とを以て孤立主義、自給經濟主義をとるが精々とするならば、米國人の勞作は無價値であり、吾人は自の生存の意義を没却するものである。」又持

たざる國側のヒットラー(國際事情五〇一號所載)は云ふ。「獨逸は如何に勉めてみても現在の國土丈けでは國民として自給自足の生活を營むことが出来ぬ。食糧問題が陰謀でも野心でもなく國民生活の必要に基く實際の問題である以上、之を輸入する爲に輸出に力を用ふるは當然の事である。若し獨逸の國家及び國民が、十五年に亘つて搾取され海外に持つてゐた資産をも悉く失ふ事がなかつたならば、若し獨逸の國家及國民が外國に於ける投資の全部を奪はれる事がなかつたならば、原料を買ふ金に困る事はなかつたであらう。或は又金を奮はれても植民地さへ残つてゐたら原料問題で獨逸は之程悩む事はないのである。」

註5) Michels, a. O. S. 677. ミルトンは英國民こそ正に全く舊約の意味での選民即ち他國民に光明を齎らし、自由に生活せしめ、キリスト教に光榮あらしめる使命を持つ可き筈であるとし、又 Anglo-Israel-Identity Society は今日のブリチン人がイスラエル人の後裔である事の證明を以てその使命とする。Vgl. Mannier. Sociologie coloniale, 1932, P. 51—61.

註6) 矢内原忠雄氏著・植民及植民政策・第二版九六頁・進んで委任統治制の適用を希望したアルメニヤに對して、「いづれの先進國もその受任國たるを肯ずるものがなかつた。「その理由はさぐるに難からず、他の地方に於ては石油その他の礦産あり、鐵道及び棉花栽培地の投資す可きあり、然るにアルメニヤに於てはたゞキリスト信者の魂の救ふ可きものあるのみ。」